

令和7年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和7年9月12日（金曜日）

議事日程第3号

令和7年9月12日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 議案第68号 令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

第4 議案第69号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第5 議案第70号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第71号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議案第72号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第8 議案第73号 令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第9 議案第74号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について

第10 議案第75号 令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定について

追加日程第1 議案第77号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第78号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第6号）

追加日程第3 発議第11号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について

追加日程第4 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（１人）

５番 水 木 壽 保

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	岡 本 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課課長補佐	金 平 喜美仁
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前１０時００分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、最終日までお付き合いをいただき、ありがとうございます。

５番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、１番笠原吉範君の３名を指名します。

日程第２、日程の追加についてを議題とします。

議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号の追加議案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第77号及び議案第78号と発議第11号及び発議第12号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議案とすることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 見上さん、今の「本日」って言ったったども、9月10日、議会運営委員会開催したの。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） あ、ごめんなさい。

○議長（皆川鉄也君） そこ、「本日」でなくて「9月10日」に直してください。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） 9月。

○議長（皆川鉄也君） 10日。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） 10日、はい、失礼いたしました。

訂正いたします。「本日の日程」のところを「9月10日の日程」に。

（「ああああ、違う、違う、違う」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 議運やったやつを今日でなくて9月10日。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） あ、ごめんなさい。もう一回最初から行います。すいません、今までの訂正します。

○議長（皆川鉄也君） 見上さん、原稿これ。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） ああ、こっち。訂正いたします。

議会運営委員会の副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、9月10日、議長同席のもとで議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、

議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号と議案第78号、発議第11号と発議第12号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定についての議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これより令和6年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和6年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第75号、令和6

年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和6年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計に反対討論を行います。

まず、税、財政が果たすべき役割は、社会保障や教育をはじめ、国民の暮らしや営業を守ることと、能力に応じた税制や社会保障制度による所得の再配分で格差の是正を図ることだと考えます。

まず、ハタハタ館の大規模改修と入浴料と休憩室の値上げは、町民の福祉に繋がらないことです。一般1人500円から700円、休憩料も一般1人400円から500円に値がったことは、ますます町民離れになりました。合併特例債が前年度の2倍に増えています。

ハタハタ館の大規模改修は7,800万円。合併10年までに使えることから、国は公共事業を推奨していますが、第三セクターに投資することで借金を増やし、今後の財政逼迫に繋がります。

政府の物価高騰重点支援交付金には学校給食の支援がありますが、半額助成しているからと利用しませんでした。半額で十分としたことは、近隣市町が給食無償化を実施している中で、子育て支援対策が立ち遅れてしまいました。短期間であっても利用できるものは利用して、財政を助けることが必要です。

また、税の滞納状況によると、滞納者に複数年度、複数税目の滞納がある場合、分納を直近の滞納分及び国保、固定、町民税の順番で解消するとしながらも、10年先までの滞納も存在するとの説明がありました。しかし、地方自治研究機構の市税の時効についての資料によると、税のそれぞれの法で定めたものがありますけれども、市税、下水道受益者負担は5年で、国保は時効の定めがないが、自治法236条の消滅時効に定めるとしています。それが施行されていません。介護保険は介護法で2年、水道料は民法で2年としていますので、施行されていると思います。滞納額を増やさないためにも、要綱にある家族全員の金融機関調べの同意書を求めることはやめるべきです。

以上のことを求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

令和6年12月2日、全保険に資格確認書が発行され、国保の場合は今までの短期保証は翌年の7月31日まで有効となり、事実上、短期保険証はなくなりますが、資格証明書は資格確認療養費として残り、12世帯15人が医療費窓口負担10割になります。国保会計は10年先までも未納があるとしませんが、速やかに5年後の未納は不納欠損すべきです。県によっては国保税1年未満になると資格確認療養費が発行されるところもあります。八峰町の場合、1年滞納だと500世帯100人以上が対象となります。秋田県もそうならないとは限りません。病院行きそびれは病気の重篤化に繋がり、かえって国保会計の負担になります。誰もが安心して病院にかかるようにするためには、まず滞納を軽くする対策が必要です。

以上のことを求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

実質収支が1億4,748万6,000円で、令和5年もほぼ同じ1億4,500万円あまり、その前も、若干増えてますが、ほぼ同じ状態です。

高齢者率が53%を超えました。保険料を納めてきた人は平等に給付を行うのが保険制度ですが、それが大前提ですけれども、利用できないなどの給付抑制路線でこの前提が崩れつつあります。団塊世代にとっては先が不安になります。利用料が一番少なくて済む特養は満室、ショートステイが受けられないのが現状です。ショートステイを利用すると特養に入りやすいなど、こういう話がありますが、この道が途絶えてしまいます。高額介護施設を探さなければなりません。80歳以上の方々が国民年金を満額受けてたり、老齢厚生年金を受けてる人はどのくらいいるのでしょうか。かなり少ないと思います。この人たちは10万円以上の介護施設に入るには、家族の協力がどうしても得られなければなりません。若年で介護の認定を受けて利用料を払えず離婚の形を取ったり、世帯分離して生保の手続をするなどの家族の崩壊が生まれつつあるというのが今の現状です。

町でできることは、介護度に応じた紙おむつの補助を、レシートを持参して役場に行かなくとも年間利用できるように決められた額の購入券を配布してほしいというこういう要望がありました。一般質問で行いましたけれども、これは叶いませんでした。入所施設費の一部負担の実質収支額の差額1億4,000万円を利用して賄えるのではないのでしょうか。また、国に求める補助率を上げ、自分の年金の半額の半分も利用料で施設入所することを賄えるような、こういう制度にしなければならないと思います。

老後を安心して生活できるための介護保険制度を希求して、この制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

75歳以上の保険制度が、年金が1万5,000円未満の方や無年金の方にも普通徴収の形で納付書が届きます。前年比75%増えています。普通徴収額は、特別徴収額、前年よりも40%増えています。納付書が届いて払うことが困難になると、国保と同じ特別療養給付費型資格確認書が適用されます。10割負担になります。また、入院しても医療費を生活が苦しくて払えない場合は、国保にある医療費一部負担減免制度がありますけれども、後期高齢者保険医療制度にはこれはありません。

後期高齢者医療保険の運営は県に統一されて、地方の首長の方々が委員となって構成されています。内容は公表されていますが、身近に目にすることではありません。まして、それぞれの首長の方々が低所得者の実態について報告されてるとは思えません。

以上のような、このような後期高齢者医療制度に私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第7、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第73号、令和6年度八峰町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号から議案第75号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号から議案第75号は原案のとおり認定されました。

以上、令和6年度決算認定に関わる議案については全て認定されました。

追加日程第1、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

令和7年9月8日に指名競争入札に付した、旧埴川小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契 約 の 目 的 旧埴川小学校解体工事

契 約 金 額 1億2,309万円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43-1

高田住宅工業株式会社 峰浜本店

本店長 金子 信

支 出 項 目 令和7年度一般会計

2 款 総務費

1 項 総務管理費

5 目 財産管理費

令和 7 年 9 月 12 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

なお、入札調べ提出しておりますので、併せてご覧ください。

今回の解体工事につきましては、旧埴川小学校が平成 27 年で閉校した後、10 年間で貸付実績が無償貸付 1 件であったこと、このようなことから今後も全館貸付若しくは譲渡の可能性が低いと判断したこと、また、令和 5 年度に電気設備改修等で費用が要しており、今後も維持経費に多額の経費がかかる見込みがあり、また、解体費用が増嵩しており、この傾向が今後も続くと思われることなどから、有利な財源である合併特例債の適用期限である令和 7 年度までに解体を行った方が財政的に有利と判断し、今回の工事の施工となったものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 77 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 77 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2、議案第 78 号、令和 7 年度八峰町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第 78 号、令和 7 年度八峰町一般会計補正予算

(第6号)についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,253万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の追加につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年9月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正の追加についてでございますが、農地農業用施設災害復旧事業と公共土木施設災害復旧事業につきまして、災害査定事業の財源に災害復旧事業債を充当することとし、町債の限度額をそれぞれ90万円と1,800万円とするものでございます。

7ページ・8ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたしますが、このたびの追加提案の補正予算は、8月20日の大雨により被災した農地や町道・河川の国の災害査定を受けるために必要な測量設計や被災箇所の修繕などに要する経費の追加でございます。

なお、被害額につきましては、町長が行政報告でも申し上げましたが、公共土木施設と農地農業用施設を合わせて約6,000万円と見込んでおります。

それではまず歳入についてですが、16款県支出金2項9目災害復旧費補助金1節農地農業用施設災害復旧費補助金につきましては、農地・農業用施設小災害支援事業費補助金293万3,000円を追加するものでございます。

20款繰越金につきましては、補正予算の財源として1,273万3,000円を追加するものでございます。

22款町債1項8目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債は、農地の災害査定事業に充当する町債を90万円追加するものでございます。

また、次の2節公共土木施設災害復旧事業債につきましても、町道や河川の公共土木施設の災害査定事業に充当する町債を1,800万円追加するものでございます。

9 ページ・10 ページをお開きください。

続きまして歳出をご説明いたします。

11 款災害復旧費 1 項 1 目公共土木施設災害復旧費 3 節職員手当等につきましては、国の災害査定に向けた事前準備に伴い、今後、職員の時間外休業勤務手当が不足すると見込まれるため、35 万円を追加するものでございます。

10 節需用費につきましては、町道の路肩崩壊や河川の法面崩落などが発生した箇所の修繕料として 920 万円を追加するものでございます。

11 節役務費につきましては、採石が流出した町道を修復するため、重機を改装する手数料として 5 万円を追加するものでございます。

12 節委託料につきましては、被災した町道 2 か所と河川 3 か所の国の災害査定を受けるため、公共土木施設災害測量設計業務委託料として 1,800 万円を追加するものでございます。

次に、2 項 2 目の農地農業用施設災害復旧費につきましては、被災した農地 1 か所の国の災害査定を受けるため、12 節委託料に農地・農業用施設災害測量設計業務委託料として 110 万円を追加するものでございます。

18 節負担金、補助及び交付金につきましては、国の災害復旧事業の対象とならない農地や農業用施設の災害復旧工事を行う農家に対し、その負担軽減を図るため、補助率 3 分の 2 として支援する農地・農業用施設小災害支援事業補助金 586 万 6,000 円を追加するものでございます。

なお、被災した箇所図を資料としてタブレットに掲載しておりますので、ご覧になっていただき、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 78 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 78 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、発議第11号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第4、発議第12号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長より、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時39分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 10番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 山 本 優 人

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範